

第3次佐倉市地域福祉計画 に向けた提言

佐倉市地域福祉計画推進委員会

平成26年1月

目 次

1. 提言にあたって	1
2. これからの地域づくりに向けた提案	2
3. 第3次佐倉市地域福祉計画に向けた提案	10
4. 佐倉市地域福祉計画推進委員会の開催状況	16

1. 提言にあたって

近年の少子・高齢化、核家族化の一層の進行、地域住民相互のつながりの希薄化等、社会情勢の変化に伴い、地域福祉をとりまく状況は、これまでになく問題が多様化しています。

地域で生活する誰もが、住み慣れた家や慣れ親しんだ地域で、いつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らせる地域社会を構築することが求められています。

また、益々多様化し、高度化する住民の生活課題や福祉ニーズの全てに対して、行政のみで対応していくことは困難な状況となっています。今後は、時代や地域社会の変化に対応した新たな取り組みを積極的に進めるとともに、地域福祉のあり方や地域福祉計画についてもこれまでの取り組みを見直し、地域の社会資源はもとより、地域で生活する人々の力を総動員した取り組みを進めて行く必要があります。

佐倉市地域福祉計画推進委員会は、第2次佐倉市地域福祉計画の進捗管理及び評価、これからの佐倉市の地域づくり等について、各委員それぞれの立場や幅広い視点から議論を行ってきました。本年度は、第2次佐倉市地域福祉計画の中間年にあたることから、10月26日に中間報告を発表し、中間報告に対する市民意見の公募を行いました。寄せられた意見に対しては、委員会としての見解を公表しています。

私たち委員は、市民が安心して住みつづけられるまち、市民が互いに支え合い、活躍するまちになることを願い、これまで7回にわたり活発な議論を重ね、この提言をまとめました。

本提言の趣旨を十分に踏まえ、社会情勢の変化に対応しつつ、第3次佐倉市地域福祉計画を策定し、市長の強力なリーダーシップの下、今後とも地域福祉の推進に取り組んでいくことを強く望みます。

佐倉市地域福祉計画推進委員会

会 長 深澤 茂俊

副会長 佐川 章

委 員 兼坂 誠

委 員 稲村 多恵子

委 員 高岡 良子

委 員 高石 惣一郎

委 員 住吉 アキ子

委 員 高井 久美子

委 員 高美 修次

2. これからの地域づくりに向けた提案

(1) 人口減少社会の到来

今後、迎えようとしている人口減少社会は、単純な人口規模の縮小ではなく、高齢者（65歳以上）の増加と生産年齢人口（15～64歳）の減少という「人口構造」の変化を伴うものであり、日本の経済社会に大きな影響を与えることが懸念されています。

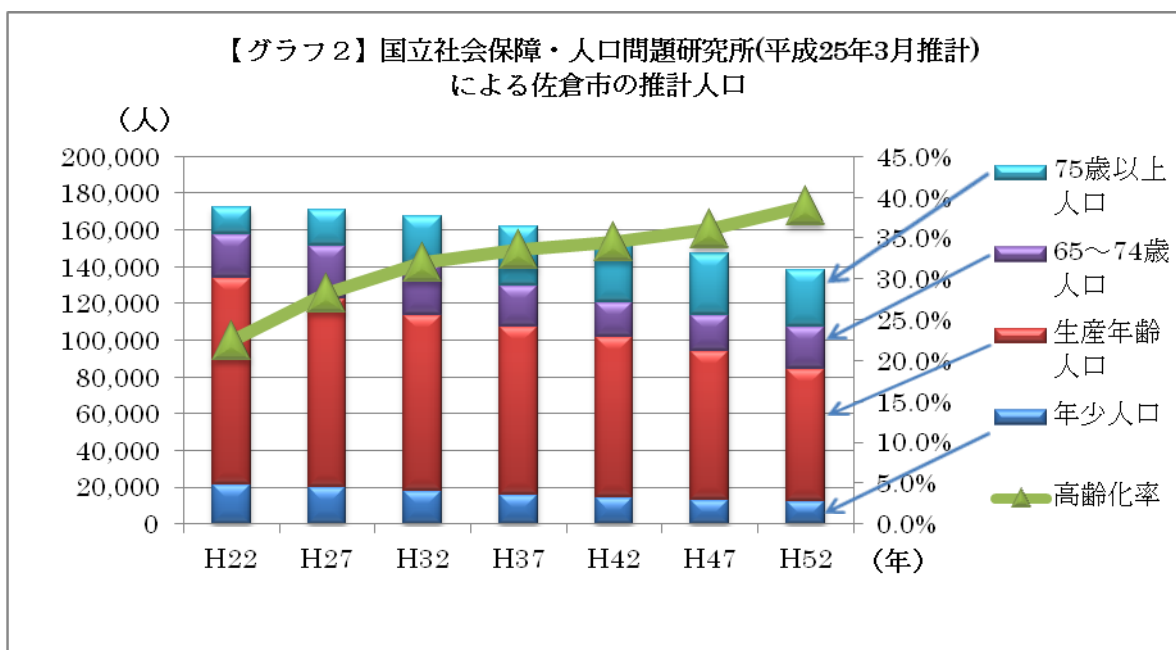
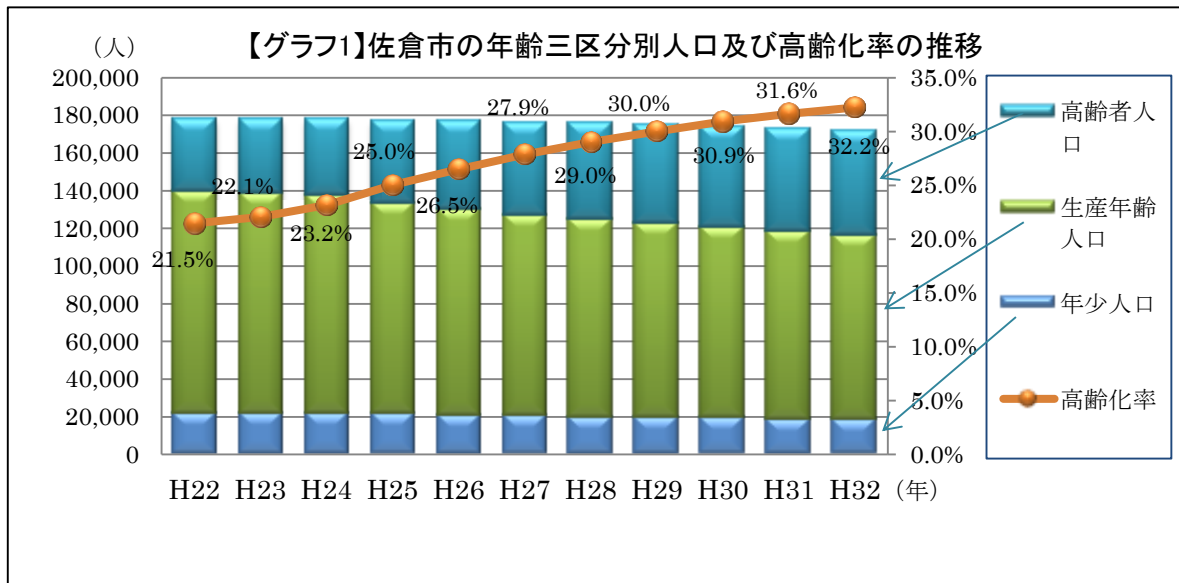
また、核家族化の進行に伴い、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者等が増加していくことにより、地域コミュニティ（自治会組織や防犯・防災体制等）の衰退や、地域で生活するためのインフラ（商業施設や病院・介護施設等）の不足など、市民生活への影響も憂慮されるところです。

このような状況を鑑みると、これまでも課題となっている健康寿命延伸への取組み、病気や心身の能力低下状態（虚弱、要支援・要介護状態）を支える医療、ひとり暮らしや引きこもり等に対応する福祉体制、災害時等を想定した防災体制、消費者被害等から身を守る権利擁護への取組みなどに対し、行政はもとより、地域が取り組むべき課題として捉え、喫緊に対応していく必要があります。

(2) より一層進展する佐倉市の高齢化

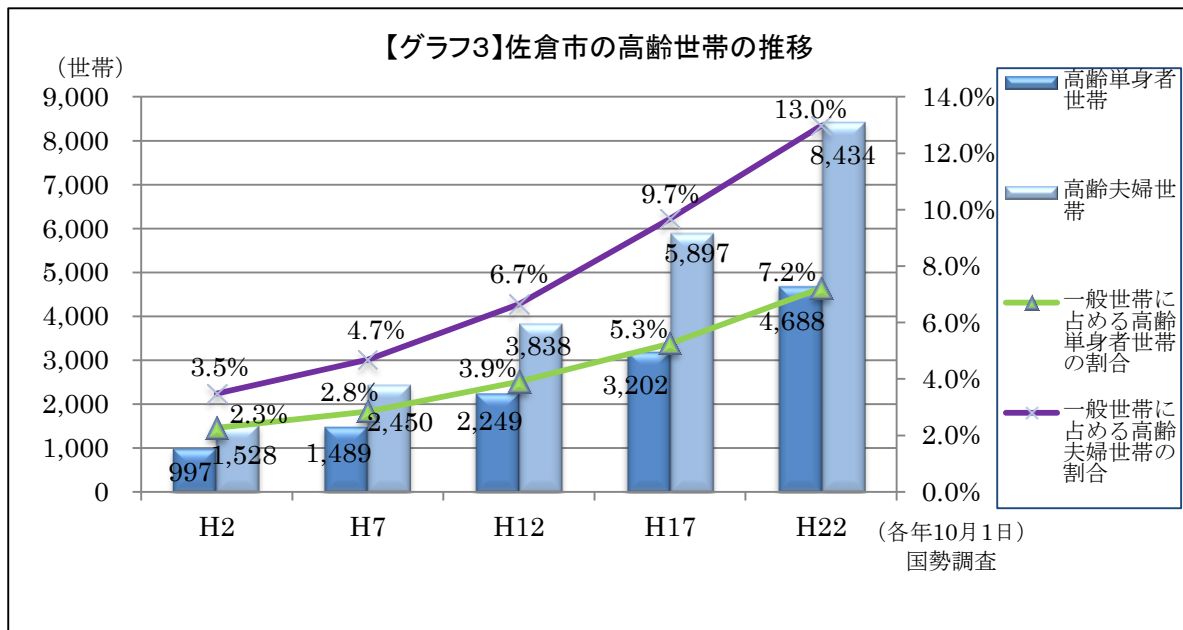
佐倉市における高齢化の状況について、第4次佐倉市総合計画における将来推計人口を見ると（「【グラフ1】佐倉市の年齢三区分別人口及び高齢化率の推移」参照）、高齢者は、平成22年からこの先10年の間に数・率ともに増加し続けるものと予測され、高齢者人口は約17,000人増加（平成22年：38,185人→平成32年：55,350人）し、高齢化率は約1.1ポイント上昇（平成22年：21.5%→平成32年：32.2%）すると見込まれます。

これを、更に、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計した日本の市区町村別将来推計人口による佐倉市の推計人口（「【グラフ2】国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）による佐倉市の推計人口」参照）で見ると、高齢化率は、平成52年まで上昇していくものの、高齢者人口は、平成37年（54,336人）以降、平成42年（53,555人）、平成47年（53,025人）と減少していくものと推計されています。また、後期高齢者（75歳以上）人口は、平成42年（34,303人）から平成52年（30,931人）までの間に減少していくものと推計されています。



次に、今後の佐倉市の高齢世帯等の推移について、実績値（「【グラフ3】佐倉市の高齢世帯の推移」参照）に照らして考察すると、核家族化の更なる進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者等、見守りや支援が必要な方が、ますます増加していくことが見込まれます。

また、佐倉市における合計特殊出生率は、全国平均を下回り、千葉県下にある市の中でも、低い位置にあります。平成17年以降、増減を繰り返しつつ上昇傾向に転じてはいるものの平成24年には1.18という数値になっています（24年全国：1.41 24年千葉県：1.32）。



(3) 元気で活力あふれる高齢者と多様な地域資源

今後は、団塊の世代が高齢者になっていくことから、急速に高齢者の数が増え、高齢化率も上昇することになります。しかしながら、現状を見ると、65歳以上の8割以上の方が、介護保険の介護認定を受けていない元気な高齢者です。また、日本の高度成長期を牽引するなど日本をリードしてきた世代であり、豊富な知識や経験、技術を持ち、活力にあふれています。

佐倉市には、高いポテンシャルを持った元気な高齢者が数多く存在しています。

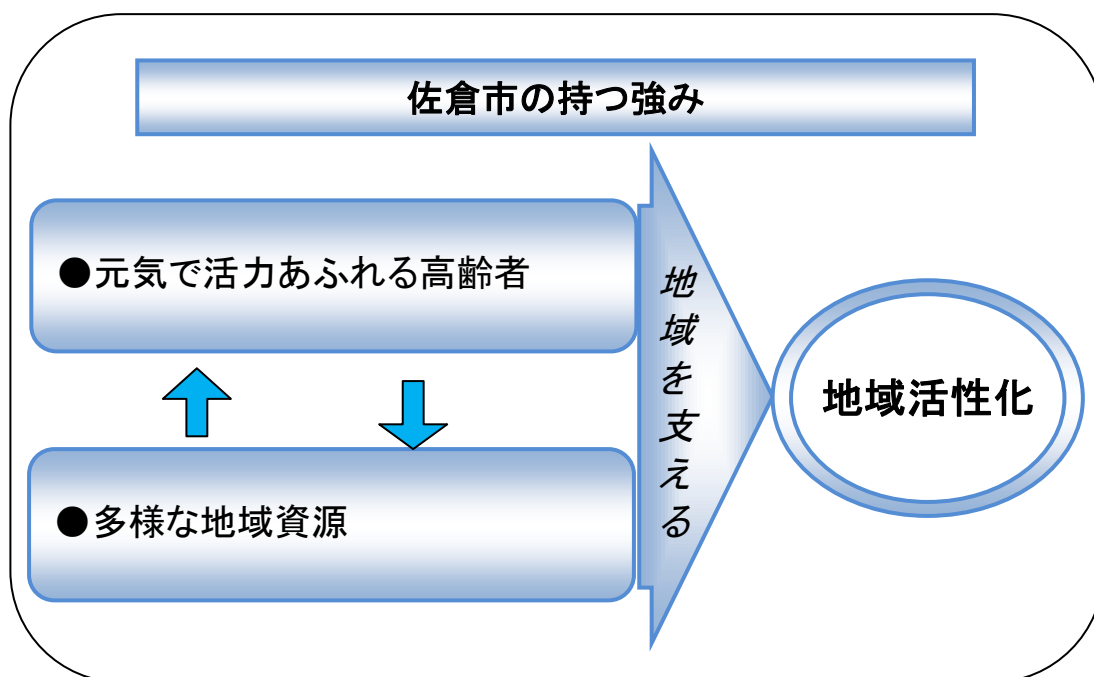
更に、佐倉市には、民生委員・児童委員(197名)をはじめ、ボランティア(ボランティアセンター登録数 個人 105名、96団体 2608名)や自治会(251)、自主防災組織(94)、まちづくり協議会(7)、地区社会福祉協議会(14)、NPO法人などの「地域資源」といえる団体が数多く存在しています(※)。こうした団体等の活動を行政が下支えすることにより、多種多様な「互助・共助」の機能が活発化し、地域の高齢者に対する見守りや支援体制が強化されることとなります。

こうした観点から考えると、「互助・共助」機能を充実するために必要となるソフト面で佐倉市は強みを持っているという見方ができます。

佐倉市が持つ豊富なマンパワーと地域資源をより有効に活用しながら、時代の要請や地域の実情に応じた柔軟な取組みを複合的・重層的に進めていくことで、新しい「互助・共助」のかたちを構築することにつながり、ひいては佐倉市における地域活性化を高めしていくための鍵となります。

(※数値は、平成25年12月現在)

【図1】元気で活力あふれる高齢者と地域活性化の相関イメージ



(4) 地域活性化の推進役として期待される高齢者＝「活躍する高齢者」

全ての高齢者は、これまでの人生経験の中で、社会や地域、家庭等において重責を果たし、これからも社会の在り方に多くの示唆を与える貴重な存在です。

特に、元気な高齢者には、自治会・町内会活動、地域のまちづくりをはじめ様々な地域活動への参加を通じて、地域を活性化させる存在として、高い期待が寄せられています。

こうした地域社会で活躍が期待される高齢者は、「活躍する高齢者」とも言うべき存在であると言えます。

「活躍する高齢者」は、「地域社会の担い手」として、多様な形で地域社会の活動に参画し、これまで培ってきた豊富な知識や経験をいかして、自分たちが住む地域を自らの意思と力で支え、活力ある地域社会を創造する推進役となります。

これからの地域は、若者や生産年齢層が高齢者を支えるという従来の発想に加えて、高齢世代同士の横の支え合いや、次世代育成などの世代間による支え合いの発想が必要です。

高齢者であっても、地域活動や社会貢献活動に参加する人材として、様々な分野に積極的に参加し、活動することが期待できます。

高齢者が参画することで、「地域資源」である地域の各種団体等の活動も更に活発化し、地域を支える力が一層充実することになります。このように、地域が活性化する流れを作っていくことが重要であると言えます。

今後、自助、互助・共助を支える公助(行政)は、地域の各種団体等の活動が、より活発に

行われるよう、総合的なまちづくりの推進に向けて、福祉の枠にとらわれることなく、全ての分野において横断的に対応していく必要があります。

(5) 超高齢社会における地域づくり

・自助、互助・共助、公助による相互補完

市民の基礎的な生活を支えるのが社会保障制度（公助）であり、生活保護や年金・保険制度などは、所得の再分配を行うことで、市民の経済的な保障を提供してきました。しかし、今後は、総人口が減少する一方で受給者である高齢者の比率が上昇していくことになるため、社会全体の負担はますます重くなることに加え、高齢者の住まい方や生活習慣等の変化に伴うニーズや課題の多様化、複雑化に伴い、これまで以上にきめ細かい柔軟な対応が求められることとなります。

そのため、これからの超高齢社会を支えていくためには、既存の公助のあり方を見直すだけでなく、市民の自立（自助）を支援し、地域でお互いに助け合う仕組み（互助・共助）を強化するとともに、それらを公助とうまく組み合わせ、社会の力を総動員することが必要不可欠であると言えます。

その中ですべての基本になるのは、「自助」であり、高齢になっても自己の有する能力を活用する姿は、尊厳の根幹といえます。自助とは、生活面では自らが主体となり、自ら働き、又は自らの年金収入等により自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するなど、様々な場面で、できる限り主体として生きていくことを意味します。

しかし、現実には、自助を強制するだけでは、高齢者がそれまで暮らしてきた生活圏域での生活を継続することが難しくなるばかりでなく、コミュニティの一体感を喪失する危険性が高くなってしまふことが考えられます。

そこで、次に重要となる要素が「互助・共助」です。互助とは、当事者の周囲にいる近い人が、自身の発意により手をさしのべることで、家族や友人、近隣者が自発的に関わることを指します。また、共助とは、地域や市民レベルでの支え合いや、昔からの助け合いのことで、最近では、ボランティア、NPO法人などによるインフォーマルサポート（※）も該当します。

そして、自助、互助・共助を支え、個人や地域社会では解決できない生活諸問題について、行政が支援を行うことが「公助」です。各種福祉サービスや権利擁護などの公的サービスが該当します。

この「自助」、「互助・共助」、「公助」が相互に関わりながら、地域にあった取り組みが行われるように、地域での支え合いや助け合いが機能する体制づくりを推進していく必要があります。

(※) 公的に認められた専門家が行う援助であるフォーマルサポートに対し、近隣や地域社会、ボランティアなどが行う援助のこと。

・地域社会における「支え合い、助け合い」＝「互助・共助」の重要性

今後も、これまで以上に佐倉市が活力ある都市として、活発な都市活動を展開してい

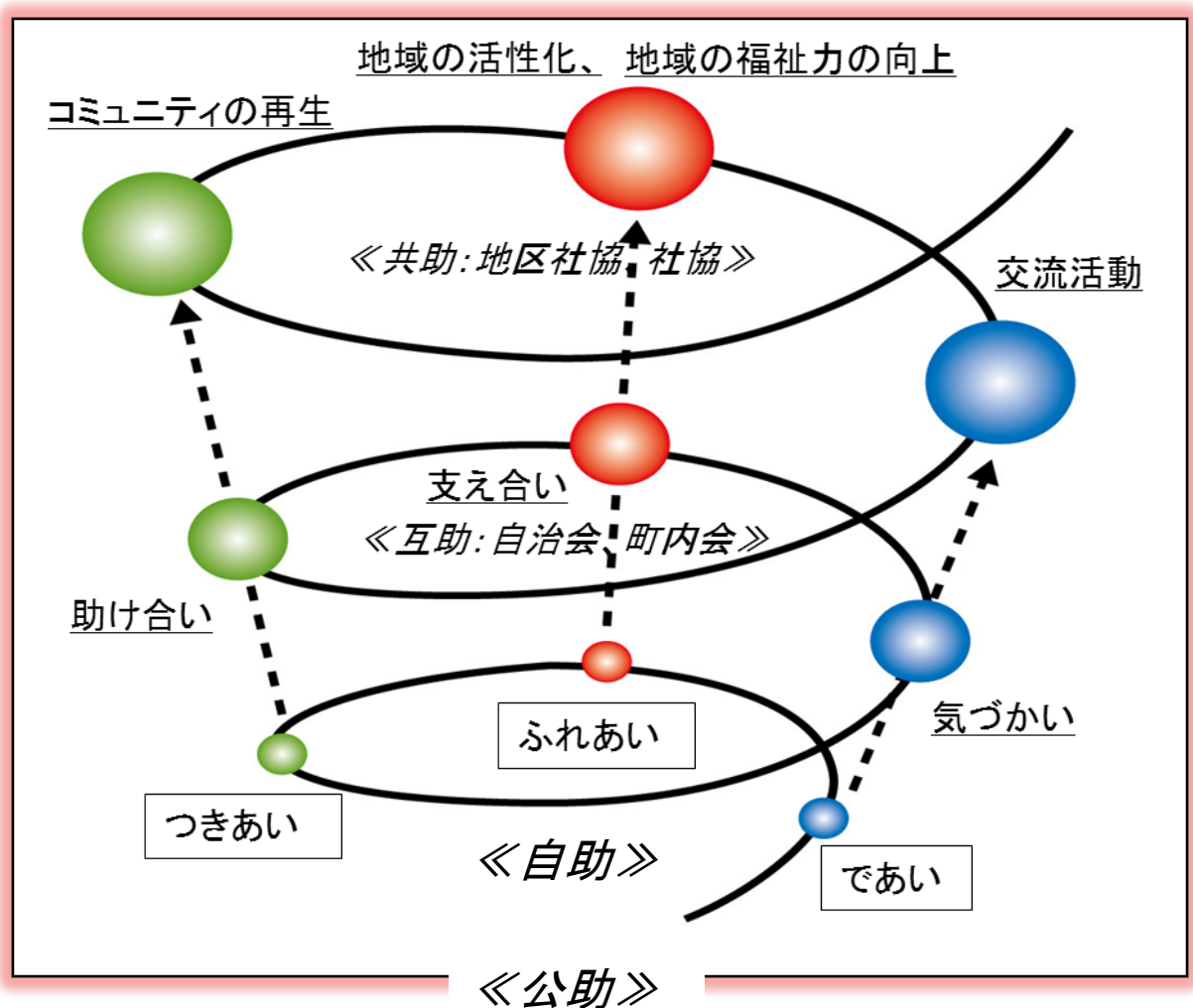
くためには、豊かな地域社会の存在が不可欠です。そのためには、「自助、互助・共助、公助」の取組みがバランス良く展開される必要がありますが、中でも特に、近隣の助け合いやボランティア活動など「互助・共助」の果たす役割について、改めてその重要性を認識する必要があります。「互助・共助」の機能は、地域の課題を住民の手によって自主的に解決する機能であり、相互に助け合う精神は、ぬくもりと安心感のある豊かな地域社会の実現に大きく寄与するものであると言えます。

(6) 「であい、ふれあい、つきあい」からコミュニティの再生へ

地域において生活する中で、人と人がであい、そこからふれあいが始まり、更にはつきあいへと関係が深まっていきます。そうした過程の中から、他者への気づかいが生まれ、更には支え合いや助け合いへと発展していきます。

近隣住民が相互に支え合い、助け合う中から、地域における交流活動が生まれ、地域が活性化し、「地域の福祉力」の向上にも繋がります。そして、最終的には、コミュニティの再生にも通じるものと思われれます。

【図2】「であい、ふれあい、つきあい」から活動が展開するイメージ(スパイラル展開)



「であい、ふれあい、つきあい」は、住民の日常生活の中で行われる「自助」に相当し、近隣住民が相互に展開する気づかい、支え合い、助け合いは、「互助」に相当します。また、地域における交流活動や地域の活性化、地域の福祉力の向上は、「共助」として佐倉市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会等の活動になります。

そして、行政は、地域における様々な活動や展開を「公助」として下支えしていくこととなります。

コミュニティの再生へとつながっていくこうした展開の鍵になるのは、住民や地域の自発的な取り組みから活動が生まれてくることと考えます。今後の佐倉市の地域づくりについては、「であい、ふれあい、つきあい」から関係が始まる住民相互による支え合い・助け合い活動が生まれてくることを促進する啓発や仕掛けづくりが重要になると考えます。

(7) 地区社会福祉協議会における支え合い、助け合いの展開

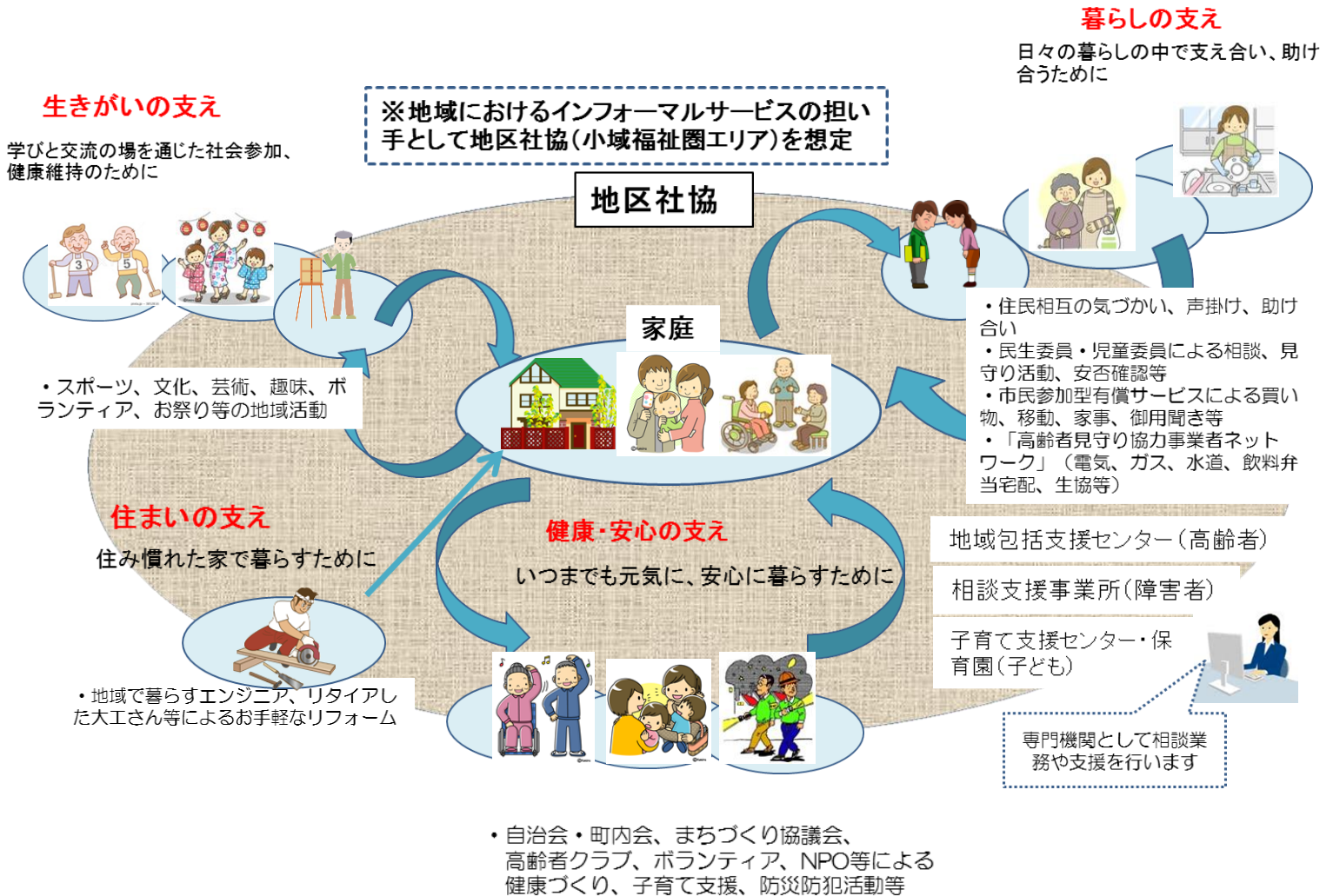
地域における支え合い、助け合いについては、市内全域に設置されている14の地区社会福祉協議会をベースに展開されていくことが現状では望ましいと思われれます。市内には、まちづくり協議会、自主防災組織、自治会・町内会等がそれぞれ活動を展開していますが、こうした組織や団体を活動範囲として包含しているのは、地区社会福祉協議会になります。地区社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉推進の担い手として規定されていることから、まずは第一段階として地区社会福祉協議会の活動範囲内において、まちづくり協議会、自主防災組織、自治会・町内会等の様々な活動が展開され、そうした活動を地区社会福祉協議会がコーディネートしていく方向性を目指す必要があると考えます。

そして、将来的には、より小さな単位である自治会・町内会において、住民相互によるきめ細かな支え合いや助け合いが展開されていくことが理想的だと思われれます。

これまで述べてきたことを踏まえて、今後の佐倉市の地域づくりは、地域で生活する誰もが、住み慣れた家や慣れ親しんだ地域で、いつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らせる地域社会のあり方について考えていく必要があります。

また、社会構造の変化を踏まえ、それぞれの地域が持つ社会資源の力をより活用する方策を検討し、成熟した都市にふさわしい「互助・共助」の仕組みを構築していく必要があると考えます。

【図3】地域における支え合い、助け合いの姿



3. 第3次佐倉市地域福祉計画に向けた提案

(1) 地域における相談・支援体制について

第2次佐倉市地域福祉計画では、地域を3層の圏域に設定し、市全域を「基本福祉圏」、高齢者福祉・介護計画に定める5つの日常生活圏域を「中域福祉圏」、14の地区社会福祉協議会のエリアを「小域福祉圏」と位置付けています。

計画においては、「中域福祉圏に（仮称）地域福祉コーディネーターを配置した、総合相談窓口の設置を検討する」となっています。これまで、（仮称）地域福祉コーディネーターの配置について、市では、地域福祉計画庁内検討会において議論・検証を重ねるとともに、地域福祉計画推進委員会、地域福祉推進会議においても議論を重ねてきました。

検討の結果、地域における相談・支援体制のあり方については、住民に一番身近な「小域福祉圏」において、住民相互による支え合いや助け合いである「互助・共助」を高めていくことが何よりも求められているという結論に達しました。

また、中域福祉圏においては、地域包括支援センター（高齢者）、相談支援事業所（障害者）、子育て支援センター（子ども）等の各専門機関がそれぞれ専門性・スキルを高めるとともに、機関同士の連携による支援や地域とより密着した事業を展開していく必要があります。

そして、行政は、「公助」として基盤事業や各種法的サービスの整備・展開を着実に進めつつ、重層的課題に対しては、関係部署や専門機関と連携して対応に当たり、また、中域福祉圏の専門機関や小域福祉圏で展開される様々な活動に対する支援を行う体制を構築していくことが必要だと考えます。

福祉の相談といっても、内実は多種多様であり、身近な人との日常会話の中で解決されるものもあれば、専門機関の介入が必要になるものまで千差万別であろうと思われれます。

（仮称）地域福祉コーディネーターを配置した総合的な相談窓口を整備する体制よりも、住民に一番身近な隣近所や自治会・町内会、中域福祉圏と位置付けられた市内の各専門機関、基本福祉圏である行政等がそれぞれ適切な繋ぎを行い、寄せられた相談や課題に対して支援の輪が広がって行くような、有機的な福祉のネットワークを地域全体で構築していく必要があります。

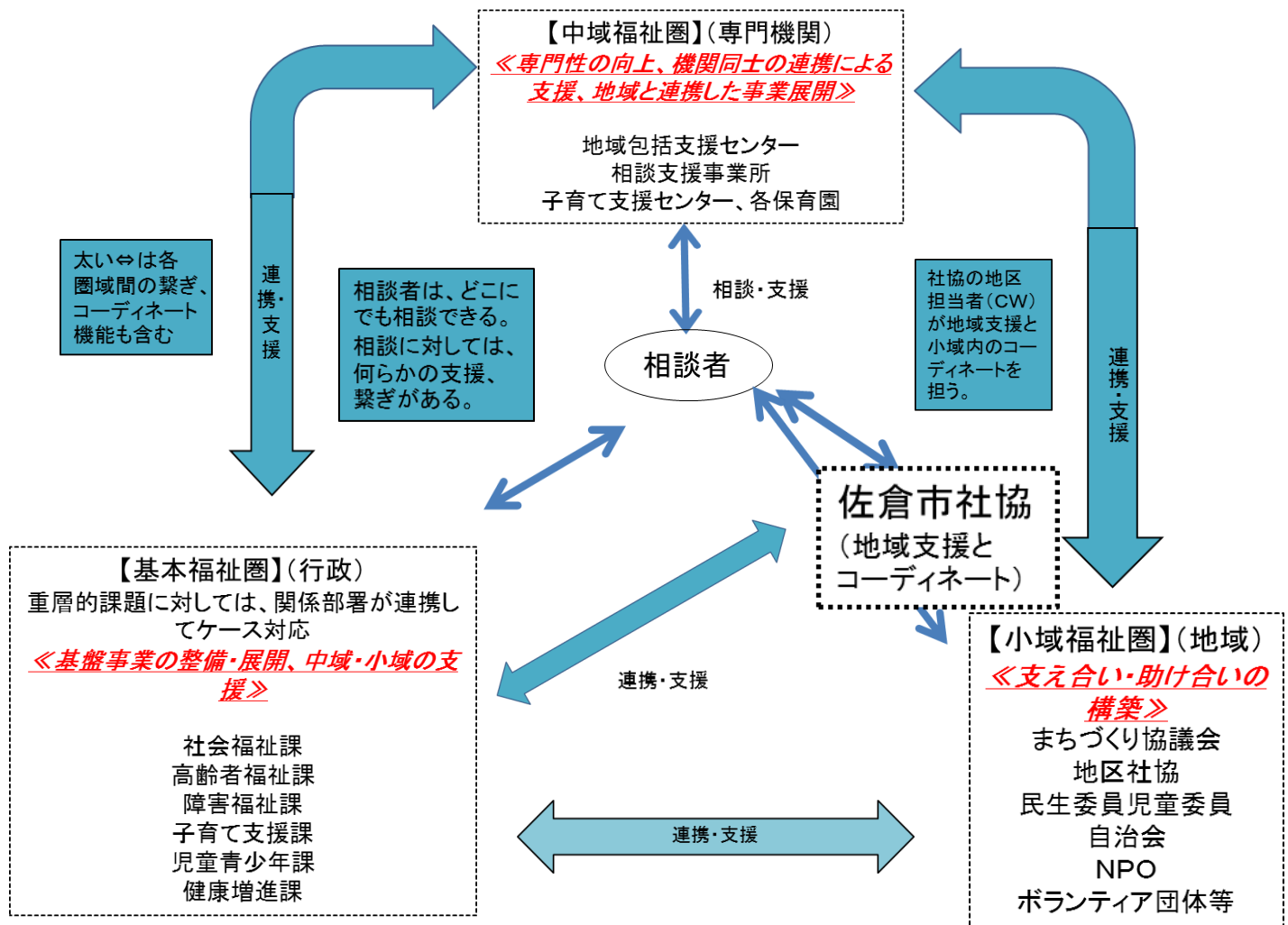
相談・支援や地域において存在する様々な社会資源の調整・コーディネートについては、（仮称）地域福祉コーディネーターを設置して、コーディネーターが相談・支援に関して責任を負うという体制ではなく、地域福祉の推進主体である佐倉市社会福祉協議会がその中心的役割を担う必要があると考えます。

そして、行政や専門機関、まちづくり協議会、佐倉市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自治会・町内会、民生委員、NPO法人、ボランティア団体等、福祉やまちづくり

に關係する様々な機関や団体等が、それぞれコーディネートしていく機能を持っていることを認識し、寄せられた相談や課題に対して、適切な繋ぎや支援の輪が広がって行くような地域づくりを進めていく必要があります。

【図4】相談・支援体制のイメージ図

(相談者を中心とした視点・地域支援とコーディネート機能)



(2) 行政と佐倉市社会福祉協議会の協働、連携

民間の社会福祉法人である佐倉市社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として、今後とも重要な位置を占めることと思われます。また、地域に存在する様々な社会資源を調整し、課題を抱えている人と地域の社会資源、又は各団体間を繋ぐ「コーディネート役」として、地域に根ざした草の根レベルの活動を担うことになると考えられます。

一方、行政は、「公助」として各種基盤事業・法的サービスの整備・展開を担うと

もに、中域福祉圏として位置付けられた地域包括支援センターや相談支援事業所、子育て支援センター等の専門機関や小域福祉圏で展開される地域づくりを支援するという役割を担うこととなります。

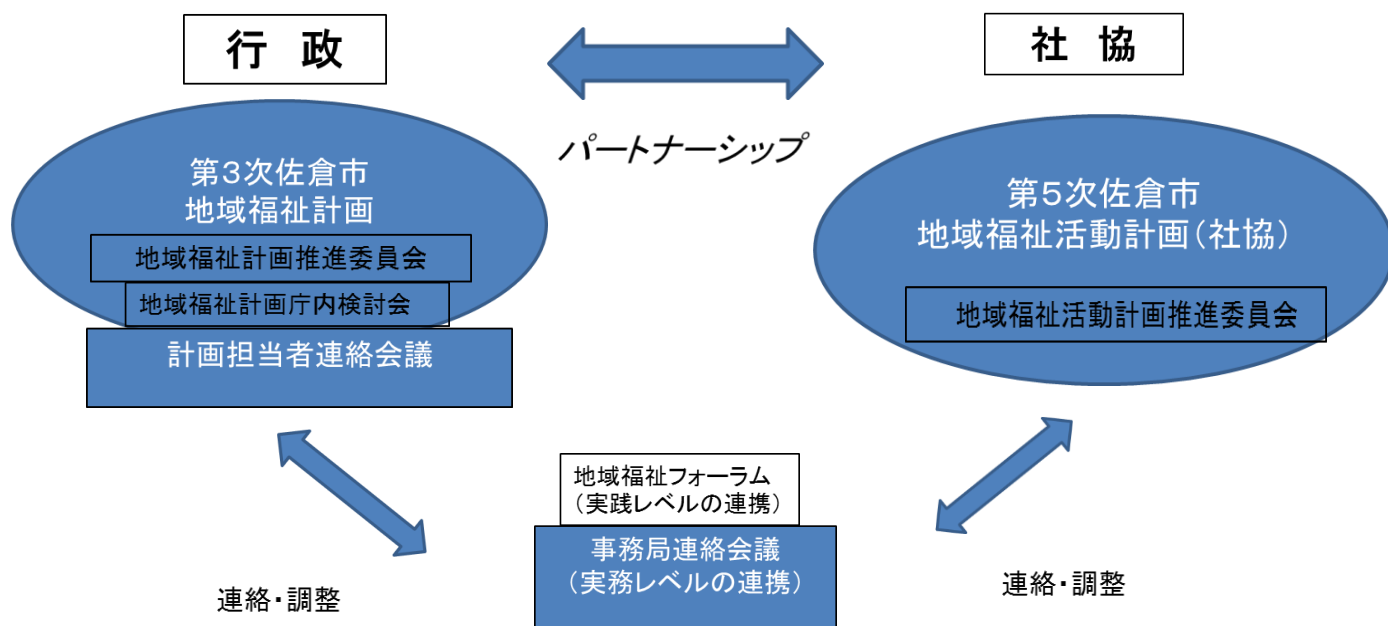
これからの地域福祉の推進に関して、行政と佐倉市社会福祉協議会との協働と連携は従来と同じく欠かせないものですが、両者の関係については、「パートナーシップ」という観点から捉える必要があると考えます。

官と民というお互いの立ち位置の違いを踏まえ、互いに対等なパートナーとして、互いの合意に基づく役割分担をしながら、地域にとってプラスとなる取組みを展開していくというのが、地域福祉の推進に関する行政と佐倉市社会福祉協議会の「パートナーシップ」になると考えます。

今後の地域福祉計画（行政）と地域福祉活動計画（社協）の展開については、機関同士のパートナーシップの形成として発展的に捉えなおす中で、地域社会の構築についてお互いに目的を共有しながら、行政の施策と佐倉市社会福祉協議会の取組みに食い違いが生じないように、事務局連絡会議においてすり合わせをしながら取り組んでいくことが必要になると考えます。

【図5】地域福祉計画（行政）と地域福祉活動計画（社協）の関係イメージ

- ①目的の共有：支え合い、助け合いを地域において構築し、誰もが住み慣れた家や慣れ親しんだ地域で暮らすことが可能な地域社会を構築する。
- ②行動のすり合わせ：行政の施策、社協の取組みに食い違いを生じないように事務局連絡会議を随時開催し、お互いの計画に即した取組みを進める。

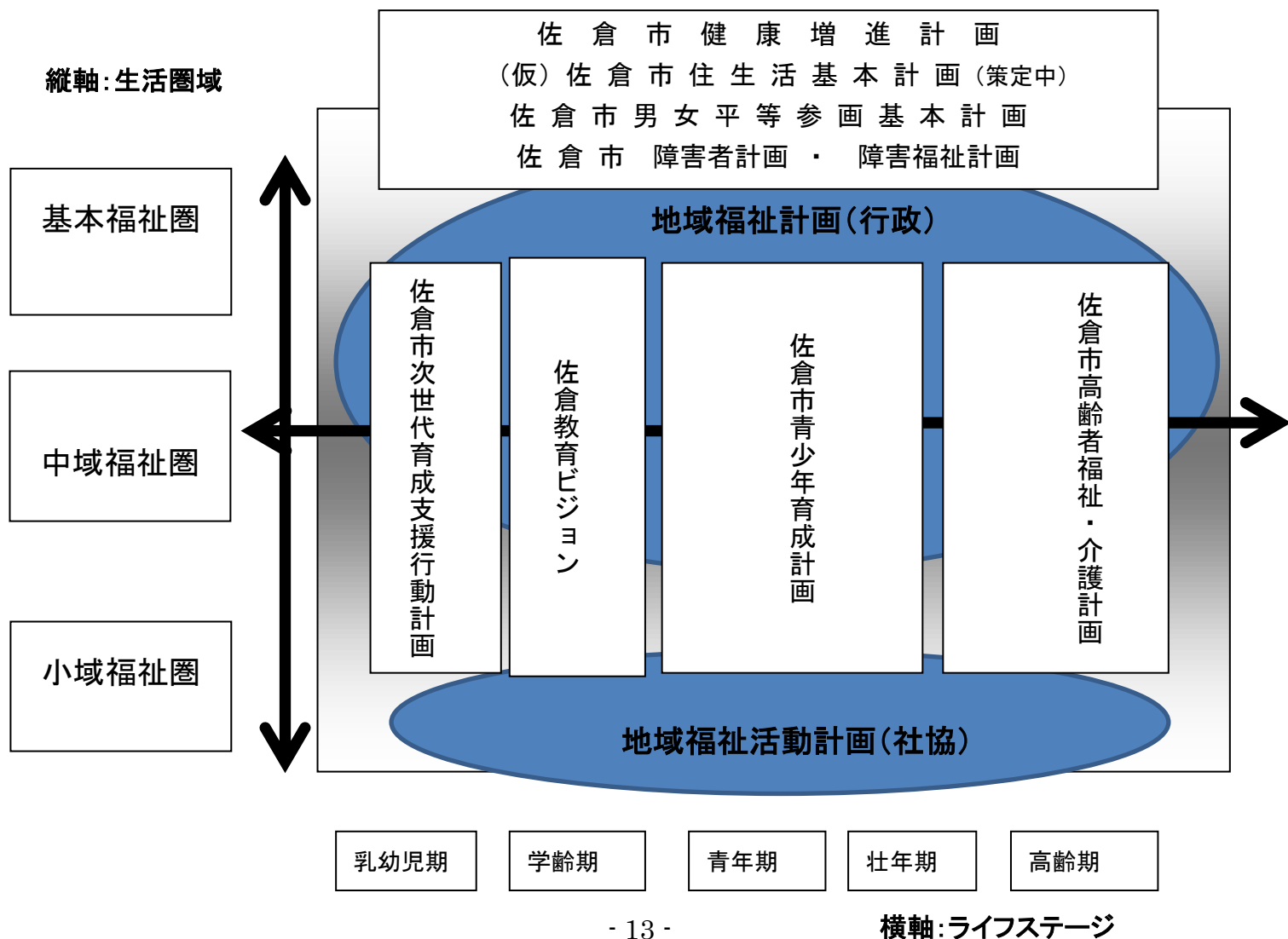


(3) 次期計画の位置付けについて

次期計画の位置付けについては、これまで述べてきたような観点を踏まえて再考する必要があると思われます。佐倉市には各個別分野において、既定の法定計画等が存在しています。これらの個別計画と地域福祉計画との関係性については、佐倉市での生活圏域という観点と生活する人のライフステージという観点との、2つの軸から整理することができるのではないかと考えます。

生活圏域を縦軸に、ライフステージを横軸にして各個別計画、地域福祉計画を位置付けたのが下記の図6になります。これまでは、地域福祉計画を福祉関連計画の上位計画として位置付けておりましたが、縦軸から見た際に、基本福祉圏と中域福祉圏においては、地域福祉計画が上位計画として、各個別の関連計画と整合性及び連携を図りながら取り組みを進めていきます。一方で小域福祉圏の取り組みについては、佐倉市社会福祉

【図6】生活圏域とライフステージの2つの軸から見た福祉関連計画の位置付け



協議会の地域福祉活動計画が中心となり、行政の地域福祉計画や各個別計画が佐倉市社会福祉協議会の活動計画を支えながら取り組みが展開されていきます。

また、横軸から見た際には、ライフステージに応じた各個別の分野において、その分野の個別計画が上位計画となり、地域福祉計画をはじめとする関連計画が個別計画の取り組みを支えながら進めていきます。

この図から見て取れるように、地域福祉計画は各個別計画の領域を相当程度包含している計画になります。各個別計画については、それぞれの策定段階において課題の収集や市民意識調査等を踏まえて策定をしていることから、地域福祉計画において個別具体的な課題を収集し、それに対する施策や方針を位置づけることは、あたかも二重の取り組みを行政が行っているという色彩を帯びてしまうことも危惧されます。

従いまして、第3次佐倉市地域福祉計画においては、各個別計画との整合性を図りつつ、各個別計画には書かれていない分野である「これからの佐倉市の地域づくり」により焦点をあてた計画を策定する必要があると考えます。

また、地域福祉計画とは、「住みよい地域社会を目指して、地域住民が自らの生活課題を自ら解決する仕組みをつくる計画」だと思われます。地域の住民が、共に支え合い、助け合うという福祉活動を推進するとともに、地域で活動している団体や事業所、専門機関と行政等が連携して、従来の公的サービスだけでは解決できなかった課題等の解決を目指し、安心して幸せに暮らせる地域社会を創るための基本的理念や方針について、PDCAサイクルの観点から計画を策定する必要があると考えます。

(4) 第3次佐倉市地域福祉計画の柱となる具体的な提案

提案1 住民が互いに支えあい、活躍する地域

生活の中には、個人で解決できる課題と、防犯や防災など、お互いが連携することで、解決できる課題があります。

住民が自ら課題を解決する地域、住民がお互いに手をさしのべ合い、支え合い、助け合うなど、つながりを大切にす地域、住民（地域）が住民を支援する地域、多様な主体が連携し協力している地域など、住民が主体となって生き生きと暮らす地域をつくるためには、出来るだけ多くの住民の参加が必要です。

多くの住民が近隣との支え合いや助け合い、地域の活動に参加できるよう啓発し、そのための仕組みをつくることを提案します。

また、第3次佐倉市地域福祉計画を読んだ住民が、自ら主体となって地域の課題を解決していくために立ち上がり、行動を起こすきっかけとなる計画を策定する必要があります。そのため、地域において取り組みが行われている優れた事例を掘り起し、他の地域へ波及させていくことができるような計画を策定することを提案します。

提案2 安心して住み続けられる地域

地域で生活する誰もが安心して住み続けるために、家を出てから安全に目的地に着くことができ、地域で仕事や生きがいを持って充実した生活を送ることができ、多様な余暇活動や趣味等に打ち込み、活気にあふれた毎日を送ることができる、安全、安心に暮らせるやさしい地域づくりにつながる計画を策定することを提案します。

提案3 多様な人々の交流、ふれあいがある地域

核家族化が一段と進行し、地域住民相互のつながりが脆弱化しています。また、何らかの課題を抱えている方でも、住み慣れた家や慣れ親しんだ地域で生活を続けることが可能な地域社会を構築することが求められています。

人と人のつながりを再生し、住民がお互いに支えあい、助け合う地域をつくっていくため、多様な人々の交流やふれあいがある地域づくりにつながる計画を策定することを提案します。

4. 佐倉市地域福祉計画推進委員会の開催状況

日付	議 題	備 考
平成 24 年 2 月 14 日	(1) 会長、副会長選出 (2) 地域福祉推進会議委員の選出について	・ 委嘱状交付 ・ 進捗管理・評価スケジュールについて
平成 24 年 9 月 15 日	(1) 地域福祉計画推進委員会の守備範囲と今後のスケジュールについて (2) 地域福祉推進会議及び地域福祉計画庁内検討会の報告について (3) (仮称) 佐倉市成年後見支援センターについて	
平成 24 年 11 月 17 日	(1) 佐倉市地域福祉推進会議の報告及び佐倉市地域福祉計画庁内検討会部会の鴨川市視察報告について (2) 「自助」、「互助」、「共助」、「公助」について	
平成 25 年 2 月 16 日	(1) 佐倉市地域福祉推進会議 (1/19) の報告について (2) 佐倉市地域福祉計画庁内検討会 (1/11) の報告について (3) 「地域における支え合い」について	
平成 25 年 6 月 28 日	(1) 佐倉市地域福祉推進会議 (5/30) の報告について (2) 第 2 次佐倉市地域福祉計画「中間報告」の素案について	・ 地域福祉フォーラムの開催について
平成 25 年 9 月 19 日	(1) 佐倉市地域福祉推進会議 (7/30) の報告について (2) 第 2 次佐倉市地域福祉計画「中間報告」(案) Vol. 2 について	・ 地域福祉フォーラムの開催について
平成 26 年 1 月 25 日	(1) 第 2 次佐倉市地域福祉計画中間報告に寄せられた意見と地域福祉計画推進委員会の考え方について(案) (2) 第 3 次佐倉市地域福祉計画に向けた提言(案)について	